

川崎市青年等就農計画認定事務処理要領

制 定 令和5年9月29日5川経農振第412号（経済労働局長決裁）

第1 目的

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号、以下「法」という。）第14条の4第1項に基づき青年等就農計画の認定事務手続き及び関連事務を円滑に行うことを目的として定める。

第2 根拠法令等

青年等就農計画の作成及び認定に係る事務についての根拠は次の定めによるものとする。

- (1) 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）
- (2) 農業経営基盤強化促進法の基本要綱（平成24年農林水産省経営局通知。以下「基本要綱」という。）

第3 青年等就農計画の認定事務手続

1 認定事務の流れ

青年等就農計画の認定に関する事務手続きの流れは、概ね（別紙1）「青年等就農計画認定事務の流れ」のとおりとする。

2 青年等就農計画の対象

青年等就農計画認定申請の対象者は、市内において「新たに農業経営を営もうとする青年等（農業経営を開始して5年以内の青年等を含む。以下同じ。）」であり、青年等就農計画を作成して認定を受けることを希望する者とする。したがって、市内に農地を所有しない者や現に住所を有していない者も認定申請を行い、認定を受けることができるものとする。

(1) 青年等の範囲

青年等就農計画を作成することができる青年等とは、次のア～ウのいずれかのものとする。

ア 青年（18歳以上45歳未満）

ただし、担い手がいない等やむを得ない事情があると市長が認める場合には、50歳未満とする。

イ 65歳未満の者であって、かつ、次の各号のいずれかに該当するもの

(ア) 商工業その他の事業の経営管理に3年以上従事した者

(イ) 商工業その他の事業の経営管理に関する研究又は指導、教育その他の役務の提供の事業に3年以上従事した者

(ウ) 農業又は農業に関連する事業に3年以上従事した者

(エ) 農業に関する研究又は指導、教育その他の役務の提供の事業に3年以上従事した者

(オ) (ア) から (エ) までに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者

ウ ア又はイに掲げる者であって法人が営む農業に従事すると認められる者が役員の過半数を占める法人

(2) 青年等就農計画申請者に関する留意事項

ア 新たに農業経営を営もうとする青年等の年齢は、農業経営の開始時の年齢で判断する。ただし、法人にあっては、登記日等農業経営を開始したと判断できる日における役員の年齢で判断することとする。また、認定後に農業経営を開始する青年等にあっては、農業経営開始後直ちに農業経営開始届出書（第7号様式）により市に報告すること。

イ 次の（ア）及び（イ）については、農業経営の開始にあたり自らが行う農業経営についての収支を明らかにし、親族（三親等以内の者をいう。）の経営との区分を明確にするため、自らの農業経営の経営収支に関する帳簿の記載と自己の預貯金口座の開設を行わなければならない。

（ア）親族の農業経営とは別に新たに農業部門の経営を開始する場合

（イ）農業経営の継承者が親族の農業経営を全部または一部継承して農業経営を開始する場合

ウ 新たに農業経営を営もうとする青年等には、過去に農業従事の経験があるが、現在は農業以外の職業に従事している者であって、新たに農業経営を営もうとする青年等も含まれる。

エ 新たに農業経営を営もうとする青年等には、農業法人等の従業員として現に農業に従事している者も含まれる。

(3) 複数市町村にまたがる経営の取扱い

いずれかの市町村において既に認定を受けている青年等が、新たに本市において認定申請を行う場合には、認定申請書に既に認定を受けた青年等就農計画及び当該計画に係る認定書を添付するものとし、当該青年等は本市においても認定要件を満たしていることが想定されるため、特段の支障がない限り、速やかに認定するよう努めるものとする。

(4) 夫婦等の共同申請の取扱い

ア 次に掲げる事項の全てが確認できる場合にあっては、複数の者による青年等就農計画の認定の共同申請ができるものとする。

（ア）就農計画申請者が、全て同一の世帯に属する者である、又はかつて同一の世帯に属していた者（その者の配偶者を含む。）であること。なお、「同一の世帯」とは、住居及び生計を同じくする親族の集団とする。

（イ）家族経営協定等の取決めが締結されており、その中で、当該農業経営から生ずる収益が当該就農計画申請者の全てに帰属すること及び当該農業経営に関する基本的事項について当該就農計画申請者の全ての合意により決定することが明確化されていること。

（ウ）当該家族経営協定等の取決めが遵守されていること。

イ 現在認定を受けている青年等就農計画にアで共同申請を認める共同経営者を追加する場合、又は現在認定を受けている青年等就農計画において共同申請された共同経営者が共同経営者でなくなる場合については、青年等就農計画の変更により対応することができる。

3 青年等就農計画の作成

(1) 事前相談の窓口

新たに農業経営を営もうとする青年等から、青年等就農計画の認定を希望する意向が示されたときは、川崎市農業振興課が青年等就農計画作成の相談に応じる。

(2) 関係機関との連携

青年等就農計画を作成する青年等に、川崎市農業振興課、農業技術支援センター、農業委員会は指導・助言を行い、必要に応じて関係機関あて指導・助言を依頼することとする。

4 青年等就農計画の認定申請

認定を受けようとする青年等は、青年等就農計画認定申請書（第1号様式）を積算資料（別添1～5）とともに作成し、次に掲げる書類及び個人情報の提供に関する同意書（第2号様式）を添付して市長に提出するものとする。

(1) 認定後に農業経営を開始する場合

ア（別紙2）「川崎市青年等就農計画認定の基準となる研修機関について」に記載の研修教育施設において実施する研修を受けた者については、研修期間・時間が概ね1年以上かつ概ね年間1,200時間以上であり、継続して行われるものを受講していることをもって、農業経営に関する知識・技術を有していることを市長に示すものとする。

なお、これらの研修を受講したことを証明する資料として、研修修了証明書（研修中の者については研修修了見込証明書）を添付すること。

イ 農業法人等※1に正社員として期間の定めのない（独立が前提の場合は期間の定めありで可。）雇用契約を締結し、就業期間が1年以上である者は、当該農業法人に就業したことを証明する書類を添付すること。

ウ 法人経営の場合は、その法人の定款を添付すること。また、青年等が効率的かつ安定的な農業経営を営む者となるために活用できる知識及び技能を有する場合は、その経歴や実績が分かる資料を添付すること。

(2) 既に農業経営を開始している場合

ア 個人経営の場合は前年の確定申告書の写し、法人経営の場合はその法人の定款及び前事業年度の決算書の写し、又はこれに準ずる農業経営の実績が分かる資料を添付する。

イ 都市農地貸借の円滑化に関する法律（平成30年法律第68号）第4条に基づく生産緑地の借受け者※2が、1年間適切に農地管理、生産、販売※3を実施し、かつ年間120時間程度の農業経営に必要な研修の修了（見込みを含む。）者は、農地管理の報告書（第3号様式）及び研修修了証明書（研修中の者については研修修了見込証明書）を添付するものとする。

ウ かながわ農業サポーターの認定を受けた者で、1,000～3,000㎡の農地を1年間以上適切に農地管理、生産、販売※3を実施した者は、神奈川県が発行するかながわ農業サポーターの認定に関する通知及び農地管理の報告書（第3号様式）を添付するものとする。

エ 4（1）で指定する研修教育施設以外において農業経営に必要な研修※4を修了した者は、100㎡～1,000㎡未満の本市農地を借り受けることができるものとし、借り受けた当該農地において、次の(ア)、(イ)に掲げる一定期間以上適切に農地管理、生産、販売※3を実施した者は、研修終了証明書及び農地管理の報告書（第3号様式）を添付するものとする。

(ア) 年間500時間程度の実習を伴う研修終了者は、1年間以上

(イ) 年間120時間程度の実習を伴う研修終了者は、2年間以上

オ 農業法人等※1に正社員として期間の定めのない（独立が前提の場合は期間の定めありで可。）雇用契約を締結し、就業期間が1年以上である者は、当該農業法人に就業したことを証明する書類を添付すること。

※1 おおむね年間を通じて農業を営む事業体（農業法人、農業者、農業サービス事業体等）等であること。

※2 都市農地を自らの耕作の事業の用に供するため当該都市農地の所有者から当該都市農地について賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けようとする者は、農林水産省令で定めるところにより、当該賃借権等の設定に係る都市農地における耕作の事業に関する計画を作成し、これを当該都市農地の所在地を管轄する市町村の長に提出して、その認定を受けることができる。

※3 4（2）イ、エにおける農産物の年間販売金額については、概ね15万円以上の実績があることを要件とする。

※4 年間120時間以上かつ農業経営の実施に必要な農業経営、農業技術、農業実習のカリキュラムが整備されており、全カリキュラムが明示可能であること。

5 認定申請の提出先

青年等就農計画の認定申請は、事前連絡のうえ、本市都市農業振興センター農業振興課に提出するものとする。

6 川崎市青年等就農計画認定委員会の開催

市長は、青年等就農計画の認定にあたり、申請内容を審査するため、川崎市青年等就農計画認定委員会（以下「委員会」という。）を開催する。なお、委員会については別に定めるものとする。

7 青年等就農計画の認定要件

認定委員会における審査は、次に掲げる要件に基づき行うこととする。また、その際の具体的な認定基準は基本要綱別紙5に定めるとおりとする。

- （1） その計画が基本構想に照らして適切なものであること。
- （2） その計画が達成される見込みが確実であること。
- （3） 2（1）イに掲げる者にあつては、その有する知識及び技能が青年等就農計画の有効期間終了時における農業経営に関する目標を達成するために適切なものであること。

8 青年等就農計画の認定

市長は、委員会の審査結果に基づき、申請のあった青年等就農計画が適当と判断したときは、「認定新規就農者」として認定するものとする。

9 青年等就農計画の認定の通知

市長が青年等就農計画の認定を行ったときは、青年等就農計画認定書（第4号様式）及び認定新規就農者の認定について（通知）（第5号様式）により、認定した旨を当該申請者に通知するとともに、認定新規就農者の認定について（通知）（第6号様式）に青年等就農計画認定申請書の写しを付して神奈川県横浜川崎地区農政事務所、神奈川県農業技術センター横浜川崎地区事務所、及びセレサ川崎農業協同組合、本市農業委員会、その他必要な関係機関へ通知するものとする。

10 農業経営開始の報告

認定後に農業経営を開始する青年等は、農業経営開始後直ちに農業経営開始届出書（認定新規就農者用）（第7号様式）により市長に報告することとする。

11 青年等就農計画の有効期間

青年等就農計画の有効期間は、青年等就農計画の「認定日から起算して5年以内」若しくは「農業経営を開始した日から起算して5年を経過する日」のうち早い時期とする（計画を変更した場合でも、変更前の有効期間となる。）。

ただし、有効期間内に経営改善計画の認定を受け、認定農業者となった場合には、経営改善計画の認定の日をもって、当該青年等就農計画の効力を失うものとする。

12 青年等就農計画の却下等

市長が認定申請を受けて、委員会の審査等の結果、認定要件に適合しないと判断し認定申請を却下したときは、認定申請を却下した旨及び却下の理由（7の（1）～（3）に掲げる認定要件との関係を明確にした理由）を当該申請者に通知するものとする。

第4 青年等就農計画の認定を受けた青年等（以下、「認定新規就農者」という。）に対する フォローアップ

1 認定新規就農者の就農状況の報告

認定新規就農者は、認定された青年等就農計画（以下、「認定就農計画」という。）に沿って農業経営の確立に向けた取組を着実に進めるため、目標達成に向けた就農状況の報告を毎年行うこととし、報告については、認定月の2か月後までに、就農状況報告書（第8号様式）及び決算書（第9号様式）により市長へ提出するものとする。ただし、法人の場合の提出期限は、事業年度の終了後3か月以内とする。

2 川崎市及び関係機関による支援

市は、認定新規就農者の巡回や、1の報告を踏まえ、認定新規就農者の経営状況を把握し、必要な場合には神奈川県、セレサ川崎農業協同組合、農業委員会等の関係機関との連携を図り、認定新規就農者に対し、認定就農計画の達成に向けた助言、指導等を行うこととする。

第5 青年等就農計画の変更

1 青年等就農計画の変更

- (1) 認定新規就農者は認定就農計画のうち次に掲げる事項を変更する場合は、当初の申請と同様の
手続により、市長に青年等就農計画変更認定申請書（第10号様式）を行うこととする。
 - ア 営農部門
 - イ 就農地
 - ウ 所得目標又は年間農業従事日数等（ただし増減が2割未満の場合は除く）
- (2) 市長は、変更申請を受けた場合は、第3の5～8に準じて計画の変更認定を行うものとする。
なお、変更事項が（1）のイのみの場合には、第3の6及び7の手続を省略して変更認定を行うことができるものとする。
- (3) 市長は、（2）で変更認定した場合は、第3の9に準じて、認定新規就農者の認定について（通知）（第5号様式）によりその旨を認定新規就農者に通知するものとする。
- (4) 転居等により認定新規就農者の住所、電話番号等が変更となる場合は、住所等変更届出書（第11号様式）により、市長に届け出るものとする。

2 青年等就農計画の有効期間に関する例外措置

認定就農計画の有効期間の終期を迎える認定新規就農者のうち、やむを得ない事情により農業経営の開始時期が認定時の予定から遅れたことにより、計画の有効期間が農業経営開始から起算して5年を経過する日より前に満了する者にあつては、当初の農業経営の開始時期からやむを得ない事情により農業経営の開始が遅れた期間について、追加で青年等就農計画の申請及び認定を受けることができることとし、1の変更認定の手続に準じて有効期間の追加認定の申請を行うこととする。

第6 青年等就農計画の取消し

市は、法第14条の5第2項に基づき、認定就農計画の取消しを行う際は、基本要綱第7の4の（7）に基づいて行うこととする。

附 則

この要領は、令和5年9月29日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要領は、令和7年3月31日から施行する。
（経過措置）
- 2 この要領の施行の日前に申請した計画の認定については、なお従前の例による。